

市民の生命と地域医療を守る取り組みの強化に関する意見書

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入院療養がかなわず自宅にて療養している方が多くなっている。

地区医師会の医師は、通常の診療業務、各種健診、定期予防接種及び新型コロナウイルスのワクチン接種に加え、酸素ステーションでの治療、自宅療養者への電話診療及びオンライン診療を行い、かつ、必要に応じて往診も行うなど、地域医療が崩壊しかねないほどに負担が増大している。

のことから、市民の生命及び地域医療を守るためにには、保健所の体制を強化すること及び入院医療施設を確保することが不可欠である。そのため、下記事項について要望する。

記

1 保健所の人員体制の強化について

新型コロナウイルス感染症の発生届受理後、患者の健康状態の確認及び経過観察を行う保健師等が不足しているため、健康観察や疫学調査に十分な人員を割くことができない状況にある。自宅療養を余儀なくされている市民の生命を守るためにも、また、最前線で奮闘している保健所職員の健康を守るためにも、東京都の責任において、保健所の人員体制の拡充を早急に行っていただきたい。

2 臨時の入院医療施設の整備について

新型コロナウイルス感染症で入院を必要とする方が、適切な治療を受けられるようになるとともに、地区医師会の医師の負担を軽減し、地域医療を守るために、東京都において、多摩地域に臨時の入院医療施設を早急に整備していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

稻城市議会議長 渡辺 力

東京都知事 殿